

平成30年4月23日（月）資料目録

1. 「柔道整復療養費改定率と診療報酬改定率（本体）」の件
2. 「柔道整復療養費の『差別賃銀』の『差別評価』の誤り」の件
3. 「柔道整復師改正料金 平成28年改正 骨折・脱臼料金改正理由の確認」の件
4. 「平成6年5月20日 保発第49号厚生省保険局長通知」の件
5. 「昭和47年2月改正料金の注目『まじめ改正』」の件
6. 「昭和3年11月22日 保理第2878号」の件
7. 「昭和27年2月25日 保発第8号」の件
8. 「診療報酬点数表（昭和28年4月1日現在）」の件
9. 「昭和27年5月20日 東京都柔道接骨師会協定制」の件
10. 「昭和33年9月30日 保発第64号」の件
11. 「昭和55年1月8日 日整発第89号」の件
12. 「療養費受領委任払い制裁判」の件

この度の機会を戴きましてまことに有難とうございます。
時間がありませんので問題の趣旨と理由を申し上げます。

問題の要点は、健康保険の趣旨である「同一傷病の同一成果の同一評価」について、

医療に対する格差を生じる考え方の問題と、その問題を保険制度にあてはめるために問題となったことに注意し、本来の保険制度の適正な構成を図って戴きたいということです。

格差問題の原因とは出来高払い制の下で公正公平の「同一傷病の同一成果の同一評価」に対し、「医師の医療は尊いから有償・高額」対「柔道整復師の医療は当然（尊くない）だから無償・低額」とする考え方でそれを制度化したために問題となったもので、このことは国民の理解ではありません。

制度化の問題の注意（「料金表」の誤解の注意）

柔道整復師の料金表は「医師点数表」や「歯科点数表」のような告示ではなく、医師点数表の柔道整復師対象点数抜粋引用で、それを医師点数表改正のときに如何にも点数表と同列とし、そのうえで点数表改訂料率 1/2改定率手法としたため、この分母の点数表の 1/100の柔道整復師料金表と、さらに改訂料率の分子で 1/2の改定率の問題で格差化です。

このことで柔道整復師の不勉強の自業自得は格別、行政としてこのような問題を惹起するような手法を改めるとともに、過去、二回、この手法回避の理解者のときに改善された例の注目度、改めて正常化の要望で「医師点数表抜粋引用手法」の確立を図って戴きたい。

以上の要望でこのことについて「柔道整復師料金改正にあたり」のメモと資料を提出しました。ご覧下さい。

柔道整復師料金改正にあたり

参考人 登山 勲

「柔道整復師料金問題とは何か」について

「柔道整復師料金問題とは何か」は、健康保険制度とその点数表の取り扱いで柔道整復師の医療も対象とし、その際、医師の医療の一部という事からその対象となるものについて抜粋引用し、この取り扱いで一覧表としてまとめた「柔道整復師料金表」としたことの留意で、即ち、医師点数表や歯科点数表は告示として法定料金表だが柔道整復師料金表は医師点数表中の該当点数抜粋の整理「まとめ」で、この違いの注意で、そしてこれを大臣の依命として保険局長通知としたもので、従って、いわゆる料金改正の対象となるものではありません。

保険局長通知「柔道整復師料金改正の趣旨と手法」について

柔道整復師料金改正が医師点数表や歯科点数表のような法定改正ではなく医師の医療の一部として対象とされることから、医師点数表改正に際し柔道整復師対象項目点数の改正があった場合、その点数の抜粋適用というものです。この正解です。

柔道整復師医療費の格差問題の原因と理由の注意

柔道整復師医療費が当初の点数表抜粋の同一点数がなぜ低額格差化したのかは「医療の評価を巡る資格と制度の誤解と偏見」の論に対し、柔道整復師（業界）と行政の皮肉な相乗作用の転末で、柔道整復師の不勉強と行政の料金改正手法であたかも医師点数表や歯科点数表のような「告示」を装う「医療費改訂料率手法」の引用で、さらに一見、如何にも当然に見えるが「同率」ではなく「医師点数表改訂料率 1/2改定率手法」とした事で、この誤差は

① 分母の違いを無視問題

分母となる医師点数表の 1/100以下の柔道整復師料金表の差異を無視する問題。

② 分子の改訂率の 1/2の問題

柔道整復師の「医療の質や能力を 1/2評価」とする問題で、これは健

康保険として学歴や経歴などの俸給制によらず出来高払い制として国民の医療選択の要件として「同一傷病の同一成果の同一評価」とするものを柔道整復師資格を理由に「1/2評価」とする問題で、「同一傷病の同一成果の同一評価」について医師は柔道整復師より高度医療で同一成果でも元手がかかっているから不満であるという論の「出来高払い制」無視論。

③ ①と②数式の実体（実態）無視のスリ替えの「手品」ならぬ「詐欺」の疑問「改正の都度格差拡大」

④ 「医師点数表改訂料率 1/2改定率手法」の緒論の注意

「点数表改訂料率 1/2改定率手法」で、なぜ、この手法に陥ったのか、また、なぜ、この回避が困難だったのかで次の参考です。

ア、点数表改正で柔道整復師対象点数の改正が無い場合、「点数表抜粋手法」では柔道整復師はアップ無しだが、「改訂率手法」なら僅かでもアップします。これに釣られました。

イ、但し、「改訂率手法」の注意でそれが分母と分子の実態から甚大格差となります。この「不勉強」と、もうひとつが「療養費受領委任払い制」を既得権化して貰った反動で抑え入れのツケです。

柔道整復師料金の基本「医師点数表趣旨の遵守」

「柔道整復師医療の料金とは何か」は健康保険制度で医師点数表や歯科医師点数表のような告示ではなく医師医療の一部として該当点数の引用とするそのとき、料金改正は「点数表抜粋引用手法」とし国民の評価と選択に委ねるとするもので「点数表改訂料率 1/2改定率手法」ではない。この事の注意について柔道整復師の理解者と行政の理解者の合致したときの点数表改訂料率 1/2改定率手法」を排し、医師点数表準拠への回帰として取り組まれた二回の例の注意でこの経緯の参考の各参考資料です。

① 最近のアップ率「点数表改訂料率 1/2改定率手法」の報告

但し、その「1/2改定率」の根拠と理由は不明とされる。

② 「最近のアップ率」の変動理由不明の報告

「同一傷病、同一成果、同一評価」の格差理由を「医師と柔道整復師では医療の質が異なる」とするとき、具体的にその医療の質の変動をあげるべきであるが、その困難。これを行政が甘えれば問題となる。

③ 平成28年改正「骨折・脱臼の28%アップ」の注目

本問の注意は、医師対柔道整復師の格差料金理由が「医療の質が異なる」とすれば、医師の点数表で本項の改正無しに対し、なぜ、柔道整復師はアップしたのかで医学的質の向上を証明しなければならない事になるが、困難で、それが「点数表改訂料率 1/2改定率手法」によるもので、そして、今回、骨折、脱臼の徒手整復料格差が余りにも甚大となったことからこの対応となったもので、この様な疑問は健康保険制度の趣旨に悖るものです。

④ 平成6年改正「医師点数表改訂率同率改定率」

本問は、医師点数表抜粋引用手法回帰への一步手前の取り組みで「医師点数表改訂料率 1/2改定率」を排し、「同率改定率」とした実績です。柔道整復師業界の理解者と担当者の理解者との相互理解の例です。

⑤ 昭和47年改正「医師点数表抜粋引用」（等倍回帰）

本問は、当初の告示点数表評価に対し「点数表改訂料率手法」による甚大格差の限界に近付いた低額に対し、健康保険点数表趣旨の理解者出現時の改正で当初の点数表抜粋引用回帰の一步として改正されたもので、因に、改訂率では「医師の16.7%程度」対「柔道整復師の80%」と言われた例で改訂料率手法の弊害回避です。

⑥ 昭和3年11月22日 保理第2878号

本件は、柔道整復師医療に対し国民の健康保険対象として認め、その際の料金について、「療養の給付」と「療養費」の差異があるがこれは申請手続き問題で費用格差ではなく、点数表趣旨の準用です。

⑦ 昭和27年2月25日 保発第8号

本件は点数について当時は医師も柔道整復師も同一点数の注目。但し、その点評価で医師の8掛評価としたものです。

同一評価の出来高払い制を無視し、医師の元手や権威などを理由に柔道整復師の不勉強の虚をつく国民の評価と選択無視の蔑視・偏見の例です。行政がなぜこうした対応をするのかで国民のための制度（健康保険制度）を資格者（医師）のための制度と化す問題です。

なお、それでも本問の取り扱いとすれば現在の料金も8掛けの筈だが、それがさらに甚大格差化の問題で看過注意です。

⑧ 診療報酬点数表「昭和28年版」

本件は、まさに点数表⑦の元の医師の10割額です。

この事を柔道整復師が不知（当時、「保険制度」も「点数表」も未経験のため）で行政を信じ「行政の言う通り」にした。その「行政がなぜ8掛け」にしたのかで「医師意向付度」で、このことについて昭和47年改正時まで柔道整復師業界の不勉強で誰れも知らなかった。その下で辛うじて⑥に戻る改正例の貴重。

⑨ 昭和27年 東京都柔道整復師会協定例

本件は⑦の昭和27年2月25日 保発に基づき策定された料金表です。

なお、ここで特筆すべき事が医師の項目には無い「不全骨折」の項が設定されていることで、これは医師は柔道整復師より高度としているが診断について「骨折」も「不全骨折」も判別困難ということです。或は、承知していて、不全骨折も診断出来るが、医師の権威だから不全でも骨折並みに高額評価とし、柔道整復師に不全骨折の差をつけるとするならば、これは国民の能力評価とそれによる選択に委ねるとする健康保険制度とその経済評価の点数表趣旨ではない。

⑩ 昭和33年9月30日 保発第64号

本件の注意点は、医師と同様、ようやく「初診時の時間外や深夜加算が出来る」ことにしたものです。医療の労苦に対し柔道整復師も評価しなければならぬ理解の前進です。但し、残念ながら格差の解消にはなっていません。

⑪ 「社団法人日本柔道整復師会」の保険制度利権化の証明

本件は、保険制度が国民のものを利権化を狙う者が「既得権化」で、行政もこれに加担の証明です。そして、このような者だから医師の利権化に対抗困難で、ましてやこれを餌に釣られて押え込まれで格差料金問題対策の困難です。行政が柔道整復師業界押え込みに悪用乱用の誤りです。

⑫ 「柔道整復師療養費受領委任払い制」健全化事件

本件は柔道整復師業界の医療利権化の誤りの「療養費受領委任払い制」の既得権化を餌に利用しご用団体化の押え込みとしていた行政の誤りの注意です。

今日の柔道整復師業務の正常化の進展がこれを機に大きく前進しました。

なお、本件について、各報道が「和解」としていますが、実は、「各原告の取り下げ」です。その理由が係争中の昭和63年7月14日、保発第89号で厚生省が全ての柔道整復師が自由に「受領委任払い制」が出来る通知を行ったことを受けて原告の「国のまじめを期待」して「和解」ではなく「取り下げ」です。

以上の資料に見る行政の柔道整復師に対する数かずの参考です。

格差料金問題はこうした歴史の経緯の看過不可で、今後、健康保険制度の趣旨に則り速かに「点数表抜粋引用手法」の確立の大事です。この取り組みで柔道整復師業界の低劣の自業自得は格別、行政がその隙について折衝で能力を競い「医師の成果は尊く有償高額」対「柔道整復師の成果だから当然（尊くない）」とし、「同一傷病の同一成果の同一評価」を歪め、国民の評価と選択を欺くようなことをして良いのかということです。

柔道整復師料金改正について登山参考人の期待と要望

柔道整復師の医療費についてその医療費改正に際する取り組みとして格差問題惹起の「医師点数表改訂料率 1/2改定率手法」を排し、国民の評価と選択に応える公正公平な「同一傷病・同一成果・同一評価」とする「医師点数表抜粋引用手法」に回帰し、そして、今回だけでなく今後、この手法の確立を図って頂きたい。

平成30年 4 月23日

厚生労働省保険局医療課 御中

柔道整復師協議会
会長 登山 勲

柔道整復師料金改正にかかる要望

要望の趣旨

柔道整復師料金改正に関する取り組みについて「医師点数表改訂料率 1/2 改定率手法」を排し、当初の正しい医師点数表中の柔道整復師医療対象点数を抜粋引用する「医師点数表抜粋引用手法」とし、今後ともこの方法の確立を図って戴きたい。

要望の理由

健康保険制度は国民のための制度で資格者のための制度ではありません。点数表の趣旨は学歴や経歴による俸給制ではなく参加する者に対する出来高払い制として「同一傷病・同一成果・同一評価」を旨とし、の下で国民の評価と選択に委ねるとし、国民の手による医療の資質向上・淘汰を図るとし、柔道整復師もその対象として参加・協力・貢献を期待され求められているものです。

この趣旨の大事に鑑み当初来、柔道整復師料金は医師点数表中の柔道整復師対象傷病の抜粋引用とし、これをまとめたものを「料金表」と称し、以後、この取り扱いとしました。だが、点数表改正に際し柔道整復師自身の不勉強や怠慢と行政の「医師点数表改訂料率 1/2改定率論」の考案提起の下に甚大格差料金に陥ることになりました。その理由は「医師の医療と成果は尊く」対「柔道整復師の成果と医療は当然（尊くない）」とし、同一傷病の同一成果に対し「医師の労苦は甚大だから評価」し、「柔道整復師は身分が低い者で労苦など無いから評価せず」とするものですが、しかし、これは国民の評価や意思ではありません。

この事について過去二回、最近例では平成6年改正で「医師点数表改訂料率同率改定」と、以前の昭和47年改正では「医師点数表改訂料率16.7%」に対し柔道整復師は「医師点数表抜粋引用手法」（改定料率換算80%）に回帰

の改正です。これは、点数表の趣旨を理解出来た柔道整復師と行政当局者の相互理解に基づくものです。今後、格差料金問題再発回避のためにも柔道整復師の能力と行政との折衝で能力で決めることの疑問の回避で「原点」の点数表趣旨の遵守として「医師点数表抜粋引用手法の確立」を賜るようお願い申し上げます。